

平成28年4月27日

待機児童解消に向けた緊急提言

全国市長会社会文教委員会
委員長 高松市長 大西 秀人

現在、厚生労働省においては、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、保育の受け皿拡大を進めており、また、先般、「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」及び「同対応方針」を公表し、「待機児童解消に向けた緊急対策会議」を開催するなど、待機児童解消に向けた取組みを実施しているところである。

また、都市自治体においては、地域の実情を踏まえ、保育施設整備や保育士確保に鋭意努力しているものの、都市部を中心として、全国的に待機児童数が5年ぶりに増加するなど、事態は予断を許さない状況にある。

この問題に関して、個々の自治体になしうる対応には自ずから限界があり、については、国は、都市自治体の待機児童解消に向けた取組みが一層推進されるよう、次のことについて積極的な措置を講じられたい。

1 保育人材の確保について

(1) 保育士の処遇改善について

保育士の確保及び処遇改善を図るため、他業種との均衡のとれた保育士の給与改善に向けた助成制度を創設すること。

また、公定価格における処遇改善等加算については、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じるとともに、恒久化を図ること。

さらに、未就学児をもつ保育士等の子どもの優先入所を推進する方針を明確にすること。

(2) 保育士の再就職支援について

潜在保育士の職場復帰を促すための更なる措置を講じること。

(3) 保育士の人材育成について

保育の量的拡充や質の向上に向け、保育士養成校の支援を進めるとともに、保育士修学支援貸付制度の貸付要件を緩和すること。

また、研修の充実等キャリアアップ事業の拡充を図ること。

2 保育の受け皿確保について

(1) 施設整備費支援の拡充について

公定価格については、すべての施設が安定的に運営できるよう、地域の実態を十分に踏まえ、適切に設定すること。

また、保育所等施設整備交付金については、十分な財政措置を講じるとともに、地域の実情に応じた柔軟な運用を可能とすること。

さらに、待機児童解消加速化プランに基づく施設整備費の嵩上げ（補助率1/2→2/3）や積増しについては、その期限を延長すること。

（2）民間の土地及び国有地等の活用について

保育施設不足を解消するため、相続税の支払い猶予等の税制上の優遇措置を設ける等、民間の土地供給を促進するための措置を講じること。

また、国有地等の提供・譲渡、貸付時の減免措置の導入を推進する等、土地取得費用に対する財政措置を講じること。

（3）幼稚園の預かり保育の充実及び認定こども園への移行促進について

幼稚園の預かり保育の拡充支援を図ること。

また、幼稚園等の認定こども園への移行を促進するため、施設の収入面での不安や新制度移行に伴う事務負担増大等の懸案事項の解消を図る措置を講じること。

3 子育てしやすい働き方の環境整備について

（1）育児休業取得の推進について

育児休業の積極的な取得を促すため、育児休業期間の延長、育児休業給付金制度の支給額の増額及び増額対象期間の延長等、育児休業の充実を図ること。

（2）多様な働き方の推進について

短時間勤務やワークシェア等の多様な働き方を促進するため、事業主に対する支援を含めた措置を講じること。

（3）企業主導型保育事業の積極的展開について

企業主導型保育事業については、具体的な内容を早急に明らかにすること。

4 将来を見据えた待機児童解消対策について

待機児童問題は喫緊の課題である。同時に、超高齢社会への対応も早急に取り組まなければならない課題である。そのため、将来を見据えつつ、待機児童解消対策に取り組むとともに、地域の実情に即した柔軟な対応ができるよう、待機児童解消後の施設の転用や人材の活用を含めた、総合的・包括的な福祉サービスの提供の在り方について検討すること。

また、地域の実態に即した待機児童解消対策が図られるよう、今後とも都市自治体の意見を踏まえ、適切に対応すること。